

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事裁判演習	柴谷 晃	3 選必	前期	2 (1)

■講義内容■

具体的事例を題材にし、選択すべき紛争解決方法の検討から判決または和解による解決までの手続の流れに沿って、訴状、答弁書及び準備書面の作成、収集して提出すべき証拠方法の検討、交互尋問、和解条項の作成等を行い、これにより要件事実論及び事実認定論の理解を完全なものにするとともに、訴訟を中心とする民事紛争解決手続を疑似体験させる。

学生を請求者側（原告）と相手方（被告）の2グループに分けて、それぞれの立場に必要な書面等の作成・検討をさせる。題材としては、金銭支払訴訟及び不動産訴訟の2パターンを取り上げる。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義は、訴訟実務基礎論の発展科目として位置付けられる。すなわち、訴訟実務基礎論において修得した要件事実論及び事実認定論の基礎的理解並びに民事訴訟実務の一般的理解を発展させ、より実務に即した応用能力を修得させることを主たる目的とし、併せて、民事訴訟ほか民事紛争解決制度全般についての知識の修得を図る。

本講義では、民事訴訟の具体的事例を題材とし、紛争解決方法の選択、当事者の言い分をもとにした主張整理、証拠方法の収集、交互尋問、和解条項の作成等の実践・検討を通じ、要件事実論及び事実認定論の理解を完成させ、現実の実務活動においてこれを駆使できる能力を身につけさせようとするものである。

<科目の内容>

民事裁判実務演習 (1)

金銭の支払請求を題材とした具体的設例（紛争当事者双方の言い分）を基にし、紛争の発生から解決に至る進行経過に従って、進行の各段階において必要となる法律実務を修得させる。

第1回 債権者側の弁護士の立場に立って、本件において採るべき紛争解決手段（訴訟、支払督促、執行証書作成、即決和解等）の検討を行う。

これにより、各紛争解決制度の概要とそれらの長所・短所の把握、解決手段選択の基準等を修得させる。

第2回・第3回 訴状を作成させ、その検討を行う。

これにより、貸金返還及び利息・遅延損害金請求の要件事実に関する理解を完全なものにし、併せて、裁判管轄、訴額等の手続面の知識を修得させる。

第4回 「民事訴訟第1審手続の流れ」（司法研修所教材ビデオ）に基づき、手続を解説する。

第5回 通常の送達方法による訴状の送達ができない場合及び訴状の送達はできたが被告が答弁書を提出せず、口頭弁論期日にも出頭しなかった場合を想定して、その場合の口頭弁論手続の進め方を検討する。

これにより、公示送達及び欠席判決の手続について理解させる。

第6回・第7回 学生を原告側代理人弁護士と被告側代理人弁護士との2グループに分け、それぞれの立場から、当事者の言い分を基にした準備書面を作成させ、その内容の検討を行うとともに、収集すべき証拠方法を検討したうえ証拠申出書を作成させる。

これにより、金銭消費貸借に関して通常提出される抗弁、再抗弁等の要件事実と立証手段に関する理解を完全なものにする。

第8回～第11回 学生を2グループに分けたままの状態模擬口頭弁論を開き、人証尋問を実施する。

第12回 全学生に、証拠調べの結果を基にした事実認定をさせ、その検討を行う。

これにより、証拠価値の評価、経験則の意義や機能等を理解させる。

第13回 当事者間に和解が成立したと想定して、全学生に和解条項を作成させ、その検討を行う。併せて、和解による紛争解決の長所・短所の検討を行う。

民事裁判実務演習 (2)

債権譲渡担保契約に関する紛争についての債務不存在確認訴訟を題材とした具体的設例（紛争当事者双方の言い分）を基にして、紛争の発生から解決に至る進行経過に従って必要となる法律実務を修得させる。

第14回 原告側代理人弁護士として訴訟提起以前に必要な手続（主に保全処分）を検討する。

第15回 定期試験